

# 知っておきたい最新著作権判決例 (2)

令和元年度 著作権委員会 第3部会

清水 敬一, 清原 義博, 江藤 聡明, 飯塚 道夫, 折居 章, 吉田 淳,  
坂田 泰弘, 吉野 雄, 竹原 懋, 安達 陽子, 高畑 聖朗

## 要 約

令和元年度著作権委員会第3部会では、平成30年11月～令和1年12月の著作権関連判決を検討した。その中でも弁理士として知っておきたいものを選出し、前号および本号に分けて紹介する。

### 目次

- 1. イラスト著作権侵害判断の事例
  - 東京地判平 31・3・13 平 30 (ワ) 27253
  - 大阪地判平 31・4・18 平 28 (ワ) 8552
  - 担当：清水 敬一
- 2. 自撮り両脚写真事件
  - 東京地判平 31・2・28 平 30 (ワ) 19731
  - 担当：坂田 泰弘

- AV. イラストの複製権侵害判断
- AVI. イラストの翻案権侵害判断
- AVII. イラストの著作者人格権
  - AVII-1. 氏名表示権
  - AVII-2. 同一性保持権
- B. イラスト著作権侵害訴訟事件判決事例
  - BI. 親子バンダイイラスト著作権侵害事件
    - 東京地判平 31・3・13 平 31 (ワ) 27253
  - BII. 猫イラスト著作権侵害事件
    - 大阪地判平 31・4・18 平 28 (ワ) 8552
- C. 他のイラスト著作権侵害訴訟事件判決例
- D. イラスト著作権についての留意事項
  - DI. イラストレーターの留意事項
  - DII. イラスト利用者の留意事項

## 1. イラスト著作権侵害判断の事例

清水 敬一

東京地判平 31・3・13 平 30 (ワ) 27253 及び  
大阪地判平 31・4・18 平 28 (ワ) 8552  
(裁判所ウェブサイト)

本稿では、A. イラスト著作権、B. イラスト著作権侵害訴訟事件判決事例、C. 他のイラスト著作権侵害訴訟事件判決例及びD. イラスト著作権についての留意事項を紹介する。

### 目次

- A. イラスト著作権
  - AI. イラストの意味
  - AII. イラストの変遷
  - AIII. イラストの範囲
    - AIII-1. イラストの利用範囲
    - AIII-2. イラスト画像の独創性
    - AIII-3. イラスト素材と画法の選択の幅
  - IV. イラストの著作物性
    - AIV-1. イラストの客観的著作物性判断基準
    - AIV-2. イラストの具体的著作物性判断基準

## A. イラスト著作権

### AI. イラストの意味

イラストとは、英語 illustration (イラストレーション) の略語であり、さし絵、図解、写真の意味である。イラストレーションとは、図像によって物語、小説、詩などを描写もしくは装飾し、また科学・報道などの文字情報を補助する、形式よりも題材に主眼を置いた図形的もしくは絵画的な視覚化表現である。イラストレーションは、日本では略してイラストと呼ばれ一般化しているが、この略称は日本で作られたもので、海外では通じない (Wikipedia)。著作権法上定義されていない「イラスト」は、図形的又は絵画的な視覚化表現であり、絵画と同様に、著作権法上美術の著作物に含まれるものと通常解釈されている。1439年頃に金細工職人のヨハネス・ゲーテンベルクが活版印刷機を発明して以来、印刷技術の発達と共に、著作権

法の複製権 (copyright) は、印刷技術の独占権として発生し、印刷技術の発展とともに、イラストレーションは、書物や雑誌と深く結びつき、現在では、イラストレーションは、マスメディア、インターネット等に必要不可欠な表現法となってきた。1960年代以降、日本ではグラフィックデザインが発展して、略語「イラスト」と共に多彩な表現が生まれた。イラストは、視覚による表現の明瞭化、差別化、表現伝達力の強化、表現への美的装飾等の優れた表現機能があり、今後デジタル社会でのイラストは、益々重要な表現法になってきている。

## AII. イラストの変遷

先史時代に描かれた多くの洞窟壁画に、イラストレーション (イラスト) の起源を見ることができる。時代の推移に伴う絵画技法の変化、マスメディアの拡大、生活風俗の変貌及び産業技術の進展により、イラストレーションの表現法と表現対象は、変化し、例えば、路上芸術家と呼ばれるバンクシーの壁絵画や工業製品の表面に描かれるデザインにも優れたイラストが表現されており、思想又は感情を創作的に表現したイラストであれば、表示目的及び表示対象を問わず、文化的所産である著作権法の対象として保護されるべきである。

## AIII. イラストの範囲

### AIII-1. イラストの利用範囲

我が国において、「イラスト」の語彙概念が使用されて以来、「イラスト」の意味は、さし絵、図解、写真に留まらず、漫画、アニメ、工業デザイン、グラフィックデザイン、新聞、雑誌、書物、インターネットの挿絵等多岐にわたる情報伝達分野で使用されており、イラストの表現法とモチーフは、種々の情報伝達分野に拡大され、各分野において独自の異なる表現法が進化を遂げてきた。創作者の造詣深い個性的表現を含むイラストは、その独自表現特徴により消費者・看者に大きな影響力、認識率又は顧客吸引力を与えられ、経済的価値も高い。

### AIII-2. イラスト画像の独創性

創作者の個性的な美的思想又は感情を含む現今の種々の多くのイラストは、ありふれた素材を選択し又は月並みなモチーフを展開するものであっても、イラストレーター (クリエイター、デザイナー) が、独自

個性の描写法で作成する挿画 (イラスト) は、基本的に著作物性を含む創作物である場合が多い。他人が作成したイラストの著作物性は、本来尊重されるべきであって、そのイラストを模倣すべきではない。イラストデザイナーは、他のイラストの安易な模倣から決別して、独自の美的範疇を確立するデザインを作成すべきである。

### AIII-3. イラスト素材と画法の選択の幅

イラストレーターは、人物、ビジネス、生き物、モノ、風景等の多種・多様な素材から所望の題材を選択し、また多種・多様な描出法から所望の表現法を選択して、独自のイラストを描くのであるから、イラストの素材と表現法には、無数の選択の幅、範囲又は余地がある。従って、イラストには、基本的に創作性が認められるべきである。イラスト著作権侵害事件 [平成25年7月16日 (平成24年 (ワ) 第10890号)] では、大阪地裁は、「別紙ウェブページの記載は相当な分量のものであり、内容・構成に創作性が認められる (選択の幅がある) ことからすれば、その著作物性を否定することは困難である。」と判示した。

## AIV. イラストの著作物性

### AIV-1. イラストの客観的著作物性判断基準

幼児用椅子 TRIPP TRAPP 事件 [平成27年4月14日知財高裁 (平成26年 (ネ) 第10063号)] 判決は、創作性について、「著作物性が認められるための創作性の要件は厳格に解釈すべきではなく、むしろ、表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるという程度に、緩やかに解釈し、具体的な著作物性の判断に当たっては、決まり文句による時候のあいさつなど、創作性がないことが明らかである場合を除いては、著作物性を認める方向で判断するのが相当である。」と判示した。他の著作物と同様に、イラスト著作物も、表現者の個性表現の有無により著作権法上の創作性、即ち著作物性の有無を判断すべきである。前記判示から、イラストの下記客観的著作物性判断基準を導くことができる：

1. 表現者の個性が何らかの形で発揮され又は思想若しくは感情の工夫の見られるイラストには、創作性が認められるべきである。
2. 工業製品に表現されたことを理由に、イラストの著作物性は、否定されるべきではない。

#### AV-2. イラストの具体的著作物性判断基準

図形又は絵画の視覚化表現であるイラストが著作物性（著作権法2条1項1号）を備える具体的基準は、下記の通りである：

1. 既存のイラスト、写真、絵画等に見られるありふれた表現でないこと。
2. 既存の表現の複製でないこと。

#### AV. イラストの複製権侵害判断

(i) 著作権法第2条1項15号の規定から、イラストの複製とは、印刷、写真、複写その他の方法によりイラストを目視可能に複製することと理解されるが、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件（「暗合事件」という。）[昭和53年9月7日最高裁（昭和50年（オ）第324号）] 判決による従来の司法判断では、「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠（「依拠性」という）し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製する（「同一性」という）ことをいうと解すべきである」と判示された。

(ii) また、暗合事件の判決は、「既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して複製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかつた者は、これを知らなかつたことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を複製するに由らないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならぬものではない。」と判断した。

(iii) 従って、イラストの複製権侵害が成立するには、既存の著作物に対し、後発のイラストが単に類似するのではなく、下記2要件の充足が必要である：

1. 既存のイラストと同一性のある作品を作成したこと。
2. 既存のイラストに依拠して、作品が複製されたこと。

#### AVI. イラストの翻案権侵害判断

江差追分事件 [平成13年6月28日最高裁（平成11年（受）第922号）] 判決は、言語の著作物の翻案について、「翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現すること

により、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」と判示した。また、同判決は、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。」とも判断した。翻案と非翻案に関する最高裁判所の普遍的な前記判断を、イラスト著作権の翻案権侵害の成否判断にも適用できると考える。

#### AVII. イラストの著作者人格権

イラストレーターは、そのイラストについて氏名表示権と同一性保持権を有する。

##### AVII-1. 氏名表示権

イラストレーターは、そのイラストの原作品に、又はそのイラストの公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（第19条1項）。

##### AVII-2. 同一性保持権

イラストレーターは、そのイラスト及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする（第20条1項）。

### B. イラスト著作権侵害訴訟事件判決の紹介

#### BI. 親子パンダイラスト著作権侵害事件

親子パンダの原告イラストを複製した被告イラストを製品包装に表示した被告らの行為が原告の著作権を侵害すると主張して、原告が、被告イラストの複製と頒布の差止め、損害賠償の請求と謝罪広告の掲載を求めた事案

東京地判平31・3・13 平30（ワ）27253  
（裁判所ウェブサイト）

##### 1. 事案の概要

###### (1) 当事者

原告：ペンネーム「Ai」又は「Aii」を用いて、イラストレーターとして活動している者である。

被告ら：イルドリシエス及びスマイルリンクは、

いずれも加工食品の製造及び販売等を業とする株式会社であり、代表取締役等の役員が共通する関連会社である。

補助参加人：カラーパッケージ等の企画、デザイン、製造、販売等を業とする株式会社である。

原告イラスト：原告が、平成25年4月頃制作したもので、同年5月、原告イラストを表示した手ぬぐいの写真をブログに掲載しており、原告イラストの著作権及び著作者人格権を有する。

被告らの行為：被告スマイルリンクは、平成29年11月頃から平成30年9月頃まで、被告商品を製造し、小売店や被告イルドリシエスに販売し、被告イルドリシエスは、被告スマイルリンクから被告商品を仕入れて小売店などに販売していた。

被告商品での被告イラストの表示状況等：被告商品のパッケージ表面と裏面内包の菓子に被告イラスト2が表示されているが、原告の氏名又はペンネームは表示されていない。被告イラストは、被告商品の製造委託先から包装箱の企画、制作等の委託を受けた補助参加人が提案し、採用されたものである。

## (2) 判決の結論

原告請求一部容認、一部棄却

## (3) 関係条文

著19条1項、著20条1項、著21条、著26条の2、著27条、著112条、著114条3項、民709条、民719条

## (4) キーワード

著作物性、イラスト、複製、人格権、親子パンダ

## (5) 概要

### ① 事案

原告が、親子パンダの原告イラストを表示した手ぬぐいの写真をブログに掲載したところ、原告イラストを複製した被告イラストを包装に表示して菓子を製造し販売する被告らの行為が原告の著作権を侵害すると、原告が主張して、被告イラストの複製及び頒布の差止め、損害賠償の請求及び謝罪広告の掲載を求めた事案。

## 2. 争点

① 被告らは、被告行為により原告の複製権、譲渡権及び氏名表示権、同一性保持権を侵害したか、又は複製権、譲渡権を侵害するおそれがあるか。

② 被告らに複製権、譲渡権の侵害及び氏名表示

権、同一性保持権侵害について故意、過失が認められるか。

③ 損害の発生の有無及びその額

④ 謝罪広告等の必要性

原告イラスト



被告イラスト (表面)

(裏面)



(内包の菓子)



(裁判所ウェブサイト)

## 3. 判旨

① 判決の結論：被告行為は、原告の複製権、譲渡権を侵害する。

根拠：原告イラストと被告イラストは、いずれも、互いの額を接して向き合う大小2頭のパンダを描いたものであり、2頭のパンダの姿勢、表情、大きさの比などを含めた構成が類似しており、表現上の本質的な特徴が同一である。その同一性の程度は、非常に高いから、被告イラストは、本件イラストに依拠して有形的に複製されたものであると推認することができる。

解説：判決は、原告イラストの著作物性を当然の前提として、表現構成の詳細な類似性と、表現上の本質的特徴の高同一性ことから、原告イラストに対する被告イラストの依拠性を推認したが、被告イラストの独自創作を抗弁し依拠性を否認しない被告らは、原告の複製権と譲渡権の侵害を回避することはできない。

② 判決の結論：原告の氏名表示権（著作権法19条1項）を侵害する。

根拠：被告商品には、原告の氏名又はペンネームが表示されていない。

解説：被告は、本来被告イラストの作成経過を確認し、原告から原告イラストの使用許諾を得て、使用すべきことは明らかである。

③ 判決の結論：被告イラストの作成経過を確認するなどして他人のイラストに依拠していないかを確認すべき注意義務を負っていたと認めるのが相当である。また、被告らが上記のような確認をしていれば、著作権及び著作者人格権の侵害を回避することは十分に可能であったと考えられる。にもかかわらず、被告らは、上記の確認を怠ったものであるから、注意義務違反が認められる。したがって、被告らに複製権、譲渡権侵害及び氏名表示権、同一性保持権侵害について過失が認められる。

③-1：複製権、譲渡権侵害による損害額：被告商品の販売額366万5200円に5%を乗じて算定される18万3260円である。③-2：氏名表示権、同一性保持権侵害による慰謝料：10万円。③-3：弁護士費用：4万円。

解説：損害額について、裁判所は、「被告イラスト1は、被告商品のパッケージの表面に大きく表示されており、消費者に強い印象を与えていると認められることなどに照らし、使用料相当額は販売額の5%であると認めるのが相当である」と判断して、被告イラストの表示形態が損害額に影響する因果関係を示した。

④ 判決の結論：被告イラストの使用態様等に照らし、被告商品の販売により原告の名誉、声望が毀損されたとは認められず、また、被告らが本件の訴訟提起後に被告商品の回収に向けて動いていること（乙1, 4）などにも照らせば、原告が著作者であることを確保するため、差止めや金銭賠償等に加えて、謝罪広告を掲載する必要があるとは認められない。

解説：原告イラストに対する類似性と同一性から見て、本件の被告イラストの依拠性は、明白であり、被告側の創作者は、創作時に依拠性の認識を推認できるが、本件訴訟の判決により、被告側は、原告の高額過ぎる損害請求額：470万円を、10分の1以下の42万326円に額を軽減できた。原告が低い対価額を提案すれば、本件訴訟を回避できた可能性もある。

\* \* \*

## B II. 猫イラスト著作権侵害事件

被告イラストの一部を描いたTシャツ等を製造販売し、Tシャツ等の写真を自己のホームページにアップロードする被告の行為は、原告イラストの複製権又は翻案権、公衆送信権を侵害し、原告の氏名を表示しないTシャツ等の被告の製造等は、原告の同一性保持権と氏名表示権を侵害すると主張して、原告が、被告イラストの複製、翻案又は公衆送信の差止め、被告イラストを使用する各物品の廃棄並びに被告イラストに関する画像データ及び被告イラストが掲載された各物品の表示の削除、著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づき、原告の損害の賠償及び遅延損害金の支払を求め、謝罪文の掲載を請求する事案。

大阪地判平31・4・18 平28(ワ)8552  
(裁判所ウェブサイト)

### 1. 事案の概要

#### (1) 当事者

原告：本名で動物等の水彩画を描くとともに、動物をモチーフにしたデザイン等を描いている者P1である。

被告：インターネットによって直接、又は大手ショッピングモールやインターネット上に出店する量販店を通じて、ブランド名「錦」により自社で製造した繊維製品等を販売する事業者、株式会社三高である。

#### (2) 判決の結論

原告請求一部容認、一部棄却















#### (3) 関係条文





著2条1項1号、12条、20条、21条、112条1項、民709条

#### (4) キーワード

複製、翻案、使用料率、返品、小売価格



|  |  |
|--|--|
| 被告イラスト 3<br>    | 被告イラスト 4<br>    |
| 被告イラスト 5<br>    | 被告イラスト 6<br>    |
| 被告イラスト 7<br>    | 被告イラスト 8<br>    |
| 被告イラスト 9<br>  | 被告イラスト 10<br> |
| 被告イラスト 11<br> | 被告イラスト 12<br> |
| 被告イラスト 13<br> | 被告イラスト 14<br> |
| 被告イラスト 15<br> | 被告イラスト 16<br> |

|   |  |
|---|--|
| 被告イラスト 17<br> | 被告イラスト 18<br> |
| 被告イラスト 19<br> | 被告イラスト 20<br> |

### (5) 概要

#### ① 事案

被告イラストの一部を描いたTシャツ等を製造販売する被告に対し、①被告イラストの一部を描いたTシャツ等の被告の製造は、原告イラストをデザインした原告の複製権又は翻案権を侵害する、②Tシャツ等の写真を被告が運営するホームページにアップロードする行為は、原告の公衆送信権を侵害する、③被告が原告イラストを複製又は翻案し、原告の氏名を表示しないTシャツ等の被告の製造等は、原告の同一性保持権と氏名表示権を侵害すると主張して、原告が、被告イラストの複製、翻案又は公衆送信の差止め、被告イラストを使用する各物品の廃棄並びに被告イラストに関する画像データ及び被告が運営するホームページの被告イラストが掲載された各物品の表示の削除、著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づき、損害の賠償及び遅延損害金の支払を求め、謝罪文の掲載を請求する事案。

② 原告イラスト：平成23年9月までに原告が、作成したもので、同月18日以降、「モジュール」のデザイナー名を使用して、デザインTシャツマーケット「Hoimi」において、「POKKA POKA T-SHIRT」のブランドで、胸の辺りに原告イラストを付して、商品名「眠り猫」のTシャツを販売している。

③ 被告の行為：被告は、平成26年6月頃以降、被告イラストの一部が色を変えつつ描かれた半袖Tシャツ等の衣類及び服飾雑貨（「被告商品」という。）を製造し、「家紋猫」等の商品名で、自らの通販サイトで直接又は量販店に対し販売している。被告商品には、原告の氏名や原告が使用していたデザイナー名は

表示されていない。被告が運営するホームページにアップロードした被告商品の写真にも原告の氏名や原告が使用していたデザイナー名は表示されていない。

## 2. 争点

- ① 原告イラストの著作物性
- ② 被告イラストは原告イラストを複製又は翻案したものか
- ③ 原告の同一性保持権及び氏名表示権の侵害の有無
- ④ 差止請求や謝罪文の掲載請求等の成否
- ⑤ 原告の損害額

## 3. 判旨

- ① 原告イラストは、著作物性を有する。

著作物性を有する根拠：

(ア) 原告イラストは、丸まって眠る猫を上方から描くに当たり、円形状の上部に配された猫の顔のあごの下から片前足を出して、その片前足を片後ろ足や尻尾とほぼ同じ場所でまとめて描くことによって、ほぼ全体を略円形状の輪郭の中に収める一方で、輪郭より外の部分等は描いていないため、全体が一個のマーク（原告は家紋と表現する。）であるかのような印象を与える。この点は、原告イラスト全体を略円形状の輪郭中に収めて、輪郭より外の部分等を省略して、全体を一個のマーク（原告は家紋と表現する。）のような印象を与える表現上の創作であると裁判所が認定したものである。

(イ) 原告イラストの基本的輪郭は円形状であるが、耳や片後ろ足が円から若干突出して描かれているほか、猫の後頭部から肩にかけての部位は若干ふくらむように描かれ、機械的な真円ではないことから、猫がきれいに丸まっているという基本的な印象を維持しつつも、柔らかく自然な印象を与える。この点は、裁判所が機械的な真円でなく、柔らかく自然に丸まった印象を与える表現上の創作であると認定したものである。

(ウ) 略円形状の上半分には、猫の頭部、片前足、片後ろ足及び尻尾が猫と分かるように描かれているのに対し、略円形状の下半分は、雲を想わせる抽象的な紋様となっているところ、略円形状の輪郭に沿って右回りにたどると、猫の顔や首の白黒の模様が徐々に変化して雲を想わせる紋様となり、さらにたどると、猫の片後ろ足と尻尾になるという形で連続的に変化しており、また、猫の片前足の付け根は渦巻状になってい

るが、これを白黒反転させた紋様が下半分の雲を想わせる紋様の中に三個存在するため、全体として、猫を描いた部分と抽象的な紋様の部分とが、うまく一体化している。即ち、猫と分かるよう、猫の頭部、片前足、片後ろ足及び尻尾を略円形状の上半分に描きつつ、略円形状の下半分を、雲を想わせる抽象的な紋様として描き、猫を描いた部分と抽象的な紋様の部分とを、全体として自然に一体化融合する描写法に創作性が認められている。

解説：前記（ア）～（ウ）の特徴を備える原告イラストについて、判決は、「実物の猫をそのまま忠実にデッサンしたものではないから、これらの写真によって原告イラストの創作性が否定されるとはいえない。」と判断した。原告イラストの創作性を否定するには、原告イラストの表現上の本質的な特徴が、既存の著作物又は実物の猫の生態写真から直接感得できるありふれた表現を立証しなければならないと思われる。

- ② 複製権、翻案権、公衆送信権侵害有無

(ア) 被告イラスト1～4は、原告イラストを複製したものである。

根拠：原告イラストと被告イラスト1～4は、丸まって眠っている猫を上方から円形状にほぼ収まるように描くとともに、片前足と片後ろ足と尻尾をほぼ同じ位置でまとめて描きつつ、耳や片後ろ足を若干円形状から突出して描いている点で共通している。これらの共通点は、前記①で認定した原告イラストの創作性が認められる表現上の特徴部分そのものであり、上記各被告イラストの表現上の特徴は、原告イラストのそれと共通しているといえる。他方、原告イラストでは猫の目の周囲が黒いのに、上記各被告イラストはそうではないが、全体からすると微差にとどまるものというべきである。また、上記各被告イラストでは、猫の胴体部分に波様の紋様が描かれており、原告イラストの雲様の紋様とは異なっているが、前述のとおり、原告イラストの表現上の特徴は、上半分に猫と分かるよう描かれた模様が徐々に変化して抽象的な紋様につながり、猫の片前足の付け根の模様が、下半分の紋様にも使われるなど、猫を描いた部分と抽象的な紋様とが連続的、一体的に構成され、全体として略円形状のマークのような印象を与える点にあると解され、上記各被告イラストは、これらをすべて有していると認められるが、下半分の抽象的な紋様にどのようなものを用いるかは表現上の本質的特徴といえるものではない。以上

より、原告イラストと上記各被告イラストとの上記共通点に照らせば、上記各被告イラストは、原告イラストを有形的に複製したものと認めることができる。

(イ) 被告イラスト5～8は、原告イラストを複製したものである。

根拠：上記(ア)で認定した原告イラストと被告イラスト1～4の共通点は、被告イラスト5～8にも認められる。他方、被告イラスト5～8には、猫の前足が2本とも描かれる一方で、ひげが描かれておらず、抽象的な紋様が唐草様であるといった相違点もみられるが、それらの前足は片後ろ足や尻尾とほぼ同じ場所にまとめて描かれており、前記1で認定した原告イラストの表現上の特徴は維持されているといえるし、ひげの有無等の相違点は微差であり、抽象的な紋様の相違は本質的ではない。以上より、被告イラスト5～8は、原告イラストを有形的に複製したものと認めることができる。

(ウ) 被告イラスト9～12は、原告イラストを翻案したものである。

根拠：上記(ア)で認定した原告イラストと被告イラスト1～4の共通点は、被告イラスト9～12にも認められる。他方、被告イラスト9～12には、猫の前足が2本とも描かれ、そのうち左前足が円形状の外に突出しているという相違点や、足裏(肉球)が見えるように描かれている(したがって、猫が両前足を上げているように描かれている)という相違点等が認められる。しかし、右前足は片後ろ足や尻尾とほぼ同じ場所にまとめて描かれており、原告イラストの表現上の前記特徴が基本的に維持されているといえることができるし、左前足が円形状から突出しているものの、耳や片後ろ足の円形状からの突出の程度は原告イラストと同程度にすぎず、丸まって眠っている猫を上方から描き、猫を描いた部分と抽象的な紋様の部分が連続的、一体的に構成され、全体として略円形状のマークのように見えるという原告イラストの基本的な特徴は維持されており、上記相違点によって、原告イラストの表現上の本質的な特徴を感得できなくなるものとは認められない。以上より、被告イラスト9～12は、原告イラストの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、一部を変更したものと認めることができる。

(エ) 被告イラスト13～16は、原告イラストを複製したものである。

根拠：被告イラスト13～16は、被告イラスト5～8

と類似している点が多く、被告イラスト13～16では、顔の傾きや2本の前足の重ね具合、片後ろ足が円形状の中に収められている点等が異なっているものの、ひげが描かれている点で原告イラストに近く、全体として前記イの判断が妥当するといえる。したがって、上記各被告イラストは、原告イラストを有形的に複製したものと認めることができる。

(オ) 被告イラスト17～20は、複製権を侵害しない。

根拠：被告イラスト17～20は、そもそも丸まって眠っている猫を描いたものではなく、原告イラストの表現上の特徴との共通点がみられない。したがって、各被告イラスト17～20は、原告イラストを有形的に複製したものと認められないし、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持していると認めることもできない。

③ 原告イラストに対する被告イラストの依拠性

原告イラストに対する被告イラスト1～16の依拠性を裁判所が認定した根拠は、下記の通りである：

A. 各被告イラストが作成されたのは平成24年6月頃から平成25年3月頃であると認められ、これは原告イラストが作成されて、複数のTシャツ販売サイトに原告イラストが付されたTシャツが出品された平成23年9月よりも後のことであるから、被告デザイナーが原告イラストに接する機会があったと認められる。

B. 各被告イラストは、表現上の本質的な特徴部分において、原告イラストに類似又は酷似しているといえるのであって、特に被告イラスト1については、原告イラストを見ずにこれをデザインしたということが実際上考え難いといえる程に似ている。

C. 原告イラストと各被告イラストとが類似又は酷似していることに照らせば、被告イラストを作成した被告デザイナーが、原告イラストを参照し、これに依拠して上記各被告イラストを作成した事実が推認される。

解説：前記暗合事件の判決を考慮すると、被告は、原告イラストに対する被告イラストの依拠性を否認して裁判所による依拠性の推認を覆すには、下記事実1～3の何れかの立証が必要であろう：

1. 原告イラストの存在を被告が知らなかった事実。
2. 被告デザイナーが、被告イラストを独自に作成した素案、下絵、デッサン及び描写法を含む作成の経緯。
3. 原告イラストに対する被告イラストの相違点。

④ 被告イラスト1～16の写真を被告が運営する



ホームページにアップロードした行為は、公衆送信権侵害に該当する。

⑤ 被告に対する過失認定

根拠：被告はイラストをTシャツ等に付して製造販売する業者であるから、自らが製造販売するTシャツ等に付されるイラストが他人の著作権等を侵害するものでないかを調査・確認する義務を負っているといふべきであり、被告が調査・確認が困難であったとの事情は認められないから、少なくとも被告には過失があったと認められる。

③ 原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害する。

根拠：原告の氏名や原告のデザイナー名が被告商品に表示されていない。

④ 原告の著作権を侵害する被告イラスト1~16に対する原告の差止請求と廃棄請求等は認めるが、侵害しない被告イラスト17~20には、認められない。信用回復等の措置を認める必要があるとはいえないから、謝罪文の掲載は認めない。

⑤ 原告の受けた損害額

本件では、被告商品が販売店において、実際にいくらで販売されたかを認めるに足りる証拠はないが、被告の卸売金額から逆算して販売店での販売価格を認定することができ、被告は、販売店がこの金額で被告商品を販売することを前提に、販売店に卸売したのであるから、この販売店での販売価格に基づき、原告が受けるべき金銭の額を算定するのが相当である。

- (1) 著作権法114条3項に基づく損害：122万3570円
- (2) 慰謝料：30万円（著作者人格権侵害）
- (3) 弁護士費用：15万円：合計：167万円3570円

## C. 他のイラスト著作権侵害事件判決例

下記の別判決例の通り、侵害有無には、極めて微妙な判断を要する：

① マンション読本事件 [平成21年3月26日大阪地裁（平成19年（ワ）第7877号）]：原告イラストは、ごく一般的に見られるありふれたものであり、被告イラストとは、人物の表情が異なるため、非侵害。

② 博士イラスト事件 [平成20年7月4日東京地裁（平成18年（ワ）第16899号）]：両イラストには、顔のつくりが下ぶくれの台形状であって両頬が丸く、中央部に鼻が位置し、そこからカイゼル髭が伸びていることなどの共通点があるが、いずれもありふれたものであり、両イラストは、瞳の色、眉の形と色、髭の色、

角帽の被り方などにおいて相違するため、非侵害。

③ 絵柄シール事件 [平成26年10月30日東京地裁（平成25年（ワ）第17433号）]：両イラストには、片方の前足を挙げている点、左肘、右肩及び左後足の3か所に斑点がある点などの共通点があるが、これらは招き猫としてありふれた表現であり、両イラストは最も大きな印象を与える頭部の描き方及び顔面の表情において大きく異なるため、非侵害。

④ スペースプレーン事件 [平成27年12月25日平成27年（ワ）第6058号]：既存の著作物に依拠し、これと同一のものを作成し、又は、具体的表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想又は感情を創作的に表現することなく、既存の著作物と実質的に同一のものを作成したにすぎないものは、既存の著作物の複製物であって、作成者の個性が発揮されたものとはいえないから、創作的な表現とは認められず、原告の請求を棄却する。

⑤ ホイミTシャツ事件 [平成31年4月18日大阪地裁（平成28年（ワ）第8552号）]：丸まって眠っている猫を上方から円形状にほぼ収まるように描くとともに、片前足と片後ろ足と尻尾をほぼ同じ位置でまとめて描きつつ、耳や片後ろ足を若干円形状から突出して描いている点で共通している。これらの共通点は、前記1で認定した原告イラストの創作性が認められる表現上の特徴部分そのものであり、侵害する。

⑥ 出る順事件 [平成16年6月25日東京地裁（平成15年（ワ）第4779号）]：人形を肌色一色で表現して人形の体型をA型にして手足を大きくし、左手の手のひらを肩の高さまで持ち上げて表現する特徴的な部分表現方法が両イラストに共通するため、侵害する。

## D. イラスト著作権についての留意事項

### DI. イラストレーターの留意事項

イラストレーターは、自己が作成したイラストには、基本的に著作物性があり、その著作権を利用して、営利活動を行うことができる。著作者は、その著作物に関する権利について、弁理士に相談することができる（弁理士法第4条3項1号）。

### DI. イラスト利用者の留意事項

イラスト描写には、イラストレーターの独自の個性が表現されるのであるから、現在のイラストには、基本的に著作物性があり、ありふれた表現であることが

客観的に明白でない限り、イラスト著作物として尊重されるべきである。他人のイラストを利用する際には、著作権者の許諾を事前に得ることが当然に必要である。そのため、イラストの利用について、例えば、弁理士に相談することが好ましい。

## 2. 自撮り両脚写真事件

原告の写真が無断で複製しアップロードした画像のアップロード先 URL の教示が著作権侵害に該当するか否かが争われた事例

坂田 泰弘

東京地判平 30・2・28 平 31 (ワ) 19731  
(裁判所ウェブサイト)

### 目次

#### I. 事実関係

- (1) 当事者
- (2) 結論
- (3) 関係条文
- (4) キーワード
- (5) 事案の概要

#### II. 争点

#### III. 判旨

- (1) 本件写真の著作物性の有無 (争点1)
- (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### IV. 解説

### I. 事実関係

#### (1) 当事者

- ・原告：A (「B」という芸名で活動する女性)
- ・被告：ソフトバンク株式会社 (インターネット接続サービスの提供を含む電気通信事業を営む株式会社)

#### (2) 結論

請求認容

#### (3) 関係条文

著 2 条 1 項 1 号 / 著 23 条 1 項

#### (4) キーワード

著作物性 / 写真の著作物 / 公衆送信権 / インラインリンク / アップロード先の教示

### (5) 事案の概要

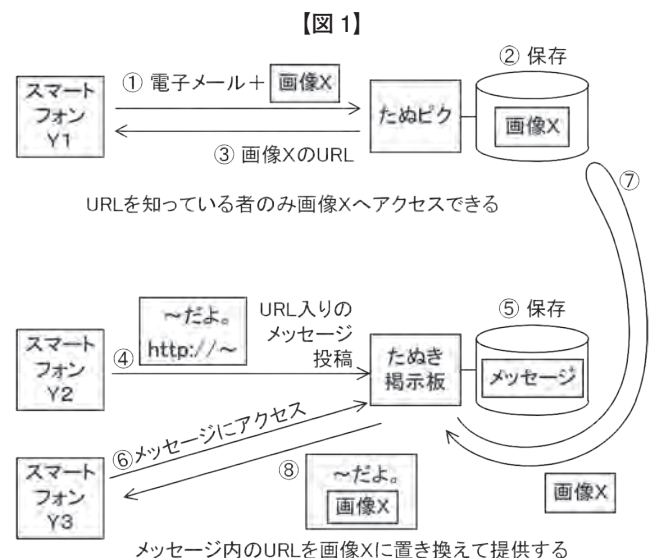
原告 A が自身の両脚を撮影した 2 枚の写真 (本件写真 1, 2) を複製した画像のアップロード先の URL (Uniform Resource Locator) が、氏名不詳者によってインターネット上の電子掲示板に無断で投稿された。原告 A は、当該投稿行為が原告 A の有する著作権および著作者人格権を侵害するものであることを理由に、当該氏名不詳者についての発信者情報の開示を被告に対して求めた。

本事案では、「たぬピク」および「たぬき掲示板」という 2 つのサービスが使用されている。これら 2 つのサービスの概要を、図 1 を参照しながら説明する。

画像 X を電子メールに添付して所定の電子メールアドレス「up@vpic (省略)」へスマートフォン Y1 から送信すると (図 1 の①), 画像 X が「たぬピク」に保存 (アップロード) され (②), 画像 X のアップロード先の URL がスマートフォン Y1 へ返信される (③)。当該 URL を知る者しか画像 X へアクセスできないので、この時点で画像 X へアクセスできるのは画像 X のアップロード者だけである (他者であっても、入力した文字列が当該 URL と偶然に一致した場合はアクセスできるが)。

当該 URL を含むメッセージを「たぬき掲示板」へスマートフォン Y2 (スマートフォン Y1 と同一か否かは問わない) から投稿すると (④), 当該メッセージが「たぬき掲示板」に保存される (⑤)。

スマートフォン Y3 (スマートフォン Y1 または Y2 と同一か否かは問わない) から当該メッセージへアクセスすると (⑥), 「たぬき掲示板」は、当該メッセージに含まれる URL に基づいて「たぬピク」から画像



Xを取得し(⑦)、当該URLを画像Xに置き換えてスマートフォンY3へ送信する(⑧)。このような、URLが示す画像等のコンテンツをウェブサーバ側で自動に取得しユーザ端末へ送信する仕組みは、「インラインリンク」と呼ばれている。

本事案では、下記の行為があったことが認められる。

ア)平成30年3月22日午後11時53分41秒

誰かが、本件写真2を複製した画像(本件画像)を電子メールに添付して「たぬピク」の所定の電子メールアドレスへ送信し、「たぬピク」から本件画像のURL(本件画像URL)を取得した(図1の①～③)

イ)同日午後11時54分46秒(アの1分5秒後)

本件氏名不詳者が、本件画像URLを「たぬき掲示板」へ投稿した(図1の④～⑤)

## II. 争点

本事案の争点は、本件投稿による原告の権利侵害の明白性であって、本件写真の著作物性の有無(争点1)、公衆送信権・複製権侵害の成否(争点2)、および同一性保持権侵害の成否(争点3)である。

## III. 判旨

### (1) 本件写真の著作物性の有無(争点1)

裁判所は、写真の著作物性の判断基準を「写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係(順光、逆光、斜光等)、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現であり、そこに撮影者等の個性が何らかの形で表れていれば創作性が認められ、著作物に当たるといふべきである」と示した。

その上で、「本件写真2は、(中略)フローリング上にスリッパを履いて真っすぐに伸ばした状態の両脚とテーブルの一部を主たる被写体とし、大腿部の上方から足先に向けたアングルで、右斜め前方からの光を取り入れることで陰影を作り出すとともに脚の一部を白っぽく見せ、また、当該光線の白色と、テーブル、スリッパ及びショートパンツの白色とが組み合わさることで、脚全体が白っぽくきれいに映るように撮影されたカラー写真であり、被写体の選択・組合せ、被写体と光線との関係、陰影の付け方、色彩の配合等の総合的な表現において、撮影者の個性が表れているものといえる。」と認定し、本件写真2が著作物性を有す

ると判断した。

本件写真1の著作物性については判断されなかったが、本事案が発信者情報開示請求なので、本件写真2の著作物性さえ認定されれば侵害の成否の検討に進むことができ十分であろう。

### (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否(争点2)

本件画像は解像度が低くかつ本件写真2と比較して全体的にぼやけているが、裁判所は本件画像について「本件写真2の被写体の選択・組合せ、被写体と光線との関係、陰影の付け方、色彩の配合等の総合的な表現の同一性が維持されている」と認定した。したがって、もしも、原告Aに無断で、多数の者がアクセス可能に本件画像がアップロードされれば、公衆送信権の侵害に当たるといえる。

ところが、アップロードの段階において「本件画像URLは「up@vpic(省略)」にメールを送信した者しか知らない状態にあり、いまだ公衆によって受信され得るものとはなっていないため」、裁判所は、「本件画像を「up@vpic(省略)」宛てにメール送信してアップロードする行為(本件画像アップロード)のみでは、公衆送信権の侵害にはならないといふべきである。」と判断した。

しかし、裁判所は、本件画像URLの投稿行為とセットで次の通り公衆送信権の侵害を認定した。

「たぬピク」への本件画像のアップロード時から「たぬき掲示板」への本件画像URLの投稿時までの時間が1分5秒であること、および、本件画像URLがアップロード者にしか返信されないことに鑑み、裁判所は「…ごく短時間のうちに無関係の第三者が当該URLを入手してこれを本件掲示板に書き込むといったことは想定し難いから、本件画像アップロードを行った者と本件投稿を行った者は同一人物であると認めるのが相当」と認定した。

その上で、裁判所は「本件画像URLが本件掲示板に投稿されることにより、本件掲示板をスマートフォンで閲覧した者は、本件画像URL上にアップロードされている本件画像を本件掲示板上で見ることができるようになる。そうすると、本件投稿自体は、URLを書き込む行為にすぎないとしても、本件投稿をした者は、本件画像をアップロードし、そのURLを本件掲示板に書き込むことで、本件画像のデータが公衆によって受信され得る状態にしたものであるから、これ

を全体としてみれば、本件投稿により、原告の本件写真2に係る公衆送信権が侵害されたものといえる」と認定した。

なお、複製権の侵害の成否も争点3の同一性保持権の侵害の成否も判断されなかった。

#### IV. 解説

裁判所は、本件アップロード行為だけではアップロード者しか本件画像にアクセスできないので公衆送信権の侵害に該当しないし、本件投稿行為自体はURLを書き込む行為にすぎない、と認定している。しかし、

- a) アップロード者と投稿者とが同一人物であると推認されること
  - b) スマートフォンで閲覧した者は、本件画像URL上にアップロードされている本件画像をインラインリンクにより本件掲示板で閲覧できること
- という点に鑑み、全体としてみれば公衆送信権が侵害されたものといえる」と認定した。

公衆送信権の侵害に当たるとい判断自体は妥当であると考えられる。以下においては、公衆送信権の侵害の該当性を、本事案に加え近年の類似する裁判例を参照しながら考察する。

海賊版リーチサイト「はるか夢の址」事件<sup>(1)</sup>では、定期的に販売される各雑誌の電子書籍の、被告に購入された時から何者かによってアップロードされアップロード先のURLがリーチサイトへ投稿されるまでの時間間隔が、規則性を有していることに鑑み、購入、アップロード、および投稿の一連の行為が同一人物（被告）によるものと推認されるとされ、被告による公衆送信権の侵害が認定された。

建設CADソフトウェア事件<sup>(2)</sup>では、何者かによって著作権者に無断で複製されアップロードされたソフトウェアのアップロード先URLを被告が落札者へ教示した行為が、公衆送信権の侵害に当たると認定された。つまり、アップロード者とURLの教示者とが同一人物であると断定できなくても、違法な複製物のアップロード先のURLを教示すれば公衆送信権の侵害に該当する可能性がある。ただし、本事案の氏名不詳者が本件画像URLを教示した目的が利益を得るためのものではないと考えられるのに対し、建設CADソフトウェア事件での被告の目的は、利益を得るためのものである。

リツイート事件の一審<sup>(3)</sup>および二審<sup>(4)</sup>では、著作権者に無断で複製された写真の画像ファイルを含むツイートを氏名不詳者がリツイートした行為が公衆送信権の侵害に当たるか否かが争われた。当該ツイートは、リツイートされるとインラインリンクの機能によってリツイート者のタイムラインとともに送信されるが、当該氏名不詳者（リツイート者）は当該画像ファイルの自動公衆送信の主体に当たらないと、認定された。特に二審では、「自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解される」こと、および、「著作権侵害行為の主体が誰であるかは、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮して、規範的に解釈すべきであり、カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面であると解される」ことが、それぞれ、まねきTV事件<sup>(5)</sup>およびロクラクⅡ事件<sup>(6)</sup>の最高裁判決から引用されている。

以上の類似する事件に鑑みると、インラインリンクの有無は公衆送信権侵害の成否にあまり関連しないようである。本事案においても、本件画像URLが掲示板に表示される仕様であったとしても、公衆送信権の侵害に該当すると認定されたであろうと思う。

アップロード者とURL教示者とが同一人物であることを立証できない場合は、ロクラクⅡ事件で示された通り、著作権侵害行為の主体が誰であるかは諸般の事情を総合的に考慮して規範的に解釈すべきなのであろう。その点、建設CADソフトウェア事件では、URL教示者は、ソフトウェアを無断でサーバにアップロードにした証拠がないにも関わらず、侵害行為の主体と認定されている。

本事案においては、アップロードから投稿までが極めて短時間であったため両行為が同一人物によると推認されたが、長時間であったならば結論が変わっていたらだろうか。パスの部分が平易であれば、例えば「<http://sample.com/20200831001>」のように日付とシーケンス番号との単なる組合せであれば、コンテンツのアップロード後、ある程度の時間が経過すれば、コンテンツが侵害品であることを知らずに誰かがURLを探し当て掲示板へ投稿することもあり得る。リツイート事件の判旨に鑑みると、投稿者は侵害に問われないかもしれない<sup>(7)</sup>。

なお、令和2年の著作権法改正によって、侵害コン

テンツへの URL ばかりを掲載する掲示板が規制の対象となり、掲示板運営者が侵害行為の主体となり得る。著作権者にとって著作権侵害を立証しやすくなることが期待される。

以上

(注)

- (1) 大阪地裁令 1・11・18 (令 1 (ワ) 6020) 裁判所ウェブサイト [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/211/089211\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/211/089211_hanrei.pdf)
- (2) 東京地裁平 30・1・30 (平 29 (ワ) 31837) 裁判所ウェブサイト [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/479/087479\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/087479_hanrei.pdf)
- (3) 東京地裁平 28・9・15 (平 27 (ワ) 17928) 裁判所ウェブサイト [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/185/086185\\_](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/185/086185_)

- hanrei.pdf
- (4) 知財高裁平 30・4・25 (平成 28 (ネ) 10101) 知財高裁ウェブサイト [https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/761/087761\\_hanrei.pdf](https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/761/087761_hanrei.pdf)
- (5) 最高裁平 23・1・18 (平 21 (受) 653) 裁判所ウェブサイト [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/012/081012\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/012/081012_hanrei.pdf)
- (6) 最高裁平 23・1・20 (平 21 (受) 788) 裁判所ウェブサイト [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/015/081015\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/015/081015_hanrei.pdf)
- (7) 近時、リツイート者による同一性保持権侵害が最高裁で認定されたが、これはトリミング機能に依るものである。最高裁判決は、最高裁令 2・7・21 (平成 30 (受) 1412) 裁判所ウェブサイト ([https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/597/089597\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/597/089597_hanrei.pdf)) である。

(原稿受領 2020.9.28)

## パンフレット「弁理士info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室  
e-mail: panf@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話: (03)3519-2361(直)  
FAX: (03)3519-2706

